

超過洪水を整備計画に
位置づけるための議論
参考資料
(第66回委員会発言)

委員
中川芳江



10年経って今(2010年)



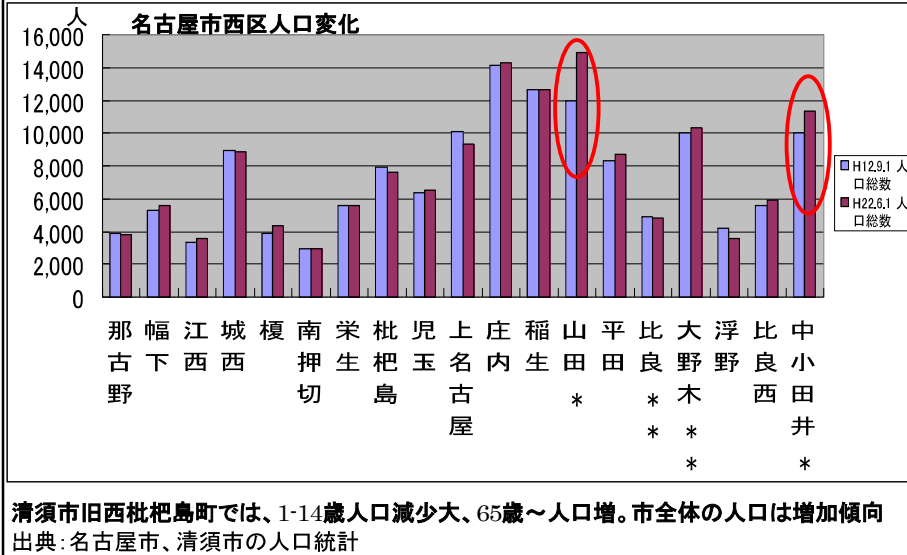
堤防の質的強化は実施済
ではまち側は？





第66回委員会でご紹介した写真は
個人の住宅を撮影したものですので
委員会資料としては控えます

人口増加

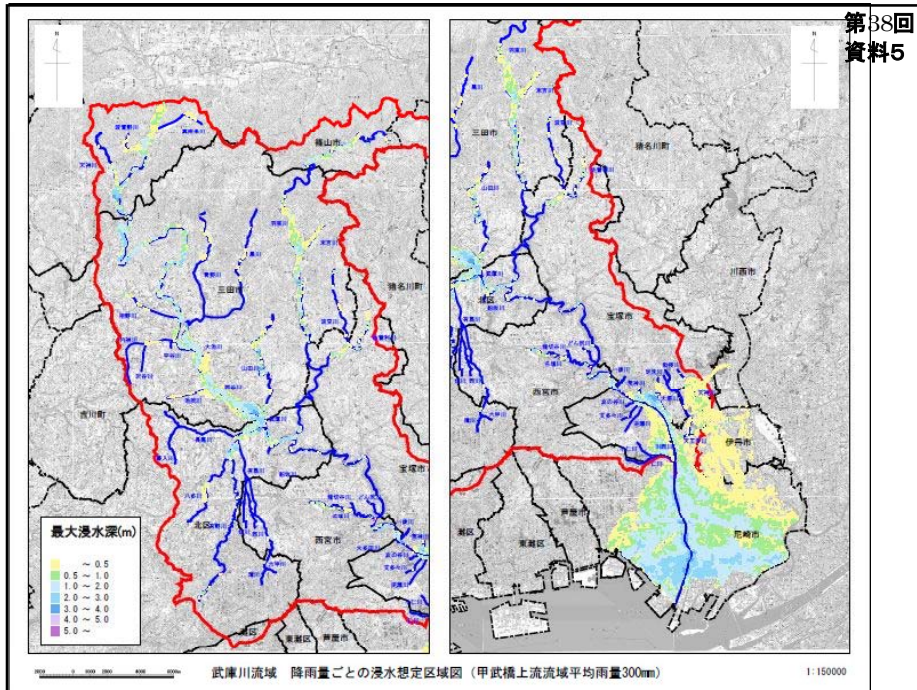


武庫川左岸(尼崎市)



新川左岸(名古屋市西区)





都市計画法施行令

- 第八条 区域区分に関し必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。
 - 一 既に市街地を形成している区域として市街化区域に定める土地の区域は、相当の人口及び人口密度を有する市街地その他の既成市街地として国土交通省令で定めるもの並びにこれに接続して現に市街化しつつある土地の区域とすること。
 - 二 おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域は、原則として、次に掲げる土地の区域を含まないものとする。
- － イ 当該都市計画区域における市街化の動向並びに鉄道、道路、河川及び用排水施設の整備の見通し等を勘案して市街化することが不適當な土地の区域
 - － ロ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域
 - － ハ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域
 - － ニ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域

やっていますか？

- 「治水との調整」通達（昭和45年）
- 調整するということは
 - － ハザード情報と市街化区域のクロスチェック
 - － 重複の認識
 - － 重複地への対策検討（区域変更含む）
 - － 対策実施